

暮らしに「ほっ」を届けるマガジン

# コロポックル

Koropokkuru

昔のこととはもう時効？

続・桐原司法書士事務所物語

vol. 15  
2018冬・春号

特集

「保証人」について ○×クイズ付

多様な“性”のあり方を知ろう

さつぽろレインボーマーチ+

あの  
映画の

タイアップポスター  
作成記念

プレゼント  
企画あり!!

詳細は中面へ

コロボくん

[編集・発行] 札幌司法書士会 札幌市中央区大通西13丁目中菱ビル6F  
TEL.011-281-3505 FAX.011-261-0115 <http://www.sihosyosi.or.jp>

## 続・桐原司法書士事務所物語

# ～昔のこととはもう時効?～

### [登場人物紹介]



平成30年2月28日 PM1:00  
於: 桐原事務所

こゆき: 司先生、いつもごひいきにしていただき、ありがとうございます。



司: おかみさん、こちらこそ、いつもおいしい手料理をありがとうございます。今日は、どうなさったんですか?

司: なるほど…お金のトラブルは当事者間の関係にも大きく影響するから、早めに解決しておきたいですよね。その飲食代は、いつの分かわかりますか?

こゆき: ええ、ちょっとご相談したいことがあって…実は、1年くらい前になじみのお客さんが大勢で来店したんだけど、全員の飲食代20万円を、後日まとめて払うと言って、そのままになっているの。

司: いわゆる「ツケ払い」というやつですね。

こゆき: ええ、名刺もいただいているから、なあなあで今まで来ちゃったのよね。でも、支払いのことを話そうとしても、のらりくらりとかわされて…けっこうまとまった金額だし、さすがに心配になっちゃって。

こゆき: 帳簿の記録によれば、昨年の3月5日の1回だけよ。

司: それならまだ間に合うけど…おかみさん、ツケ払いの飲食代は、お客様が飲食した時点から期間が進み始めて、古いものから順番に時効になっていくんです。そのツケ払い、早く請求しないと時効になっちゃいますよ!

こゆき: 時効って、もう支払ってもらえないとなるってこと?

司: 必ずしも、というわけではありませんが、その可能性はあります。

こゆき: 普段、「昔のことだからもう時効よ」なんて言葉が出てくると、相手にそれ以上強く言えない、というか、何かを請求する権利が無くなるようなイメージがあるけれど、「時効」って、実際にはどういうもののかしら?

司: 実は、民法上「時効」というのは大きく分けて2種類あるんです。その1つが「消滅時効」。

こゆき: それは、権利がなくなる時効ってこと?

司: 「昔のことだからもう時効よ」という言葉の意味合いに近いですが、民法上の消滅時効は、どのような権利について、どれくらい権利行使しない期間が経過すれば時効といえるのか、きちんと決められています。

こゆき: 私たちが会話で使う「昔のこと」のように漠然としたものではないってことね。

司: はい。それに加えて、時効で義務を免れることができる人から権利を持っている人に対して、もう時効だということを主張しなければ、時効の効果は発生しないんです。

こゆき: なるほど、時間の経過と共に権利が自動的に消滅するわけではないね。

司: ええ。例えば、AさんがBさんに対して請求できる権利を持っているのに、何もしないままで一定期間が経過したとします。その後、Bさんが時効の主張をすれば、Aさんの請求権は無くなり、Bさんの義務が免除されることになるんです。

こゆき: なるほど…今の例に当てはめると、私はA

さん、ツケ払いのお客さんはBさんってことになるわよね。ちなみに「一定期間」というのは?

司: 消滅時効の場合、基本的には、個人間で発生した債権、例えば貸したお金の請求などであれば10年間で、会社間や会社と個人の間での取引、つまり商取引で発生した債権であれば5年間なんですが、その他にも細かく規定されています…実は、おかみさんのように飲食代のツケを請求する場合は期間が短くて、1年間なんです。

こゆき: えー! それじゃ、あと4、5日で支払いの請求ができないくなるの?!



司: あ、いえ、あくまでそのツケ払いのお客さん…面倒だから略して「ツケ払いさん」が「もう時効だよ」と主張しない限り、ツケ払いさんの義務は免除されませんから、1年を過ぎても、時効を主張されない限り、おかみさんが支払いを請求することはできるんです。

こゆき: ジャア、1年過ぎても、ツケ払いさんが支払ってくれたら、代金は受け取っていいのね。

司: もちろんです。ただ、ツケ払いさんが確信犯ならば、時効の期間が経過したら、しつと「もう時効だから支払わない」って主張されてしまう可能性もあります。それであれば、今のうちにツケ払いの飲食代のうちの一部でもいいから支払ってもらいたいところだな…。

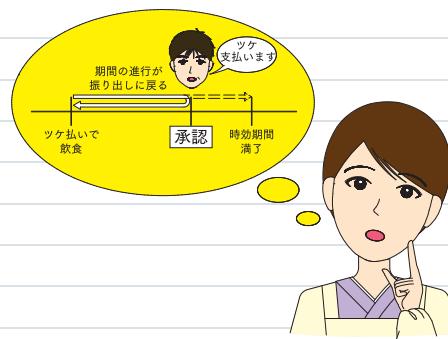
こゆき: 一部でも?

司: ええ、ツケ払いさんが飲食代を全額支払ってくれればそれに越したことはないんですが、ツケの一部でも支払えば、その時点で、自分が支払わなければならないツケが存在することを認めたことになりますよね。

こゆき: たしかに…

司: 支払い義務を負う人が、その債務の存在を認めることを「承認」と言うのですが、この承認によって時効期間の進行はリセットされるんです。

こゆき: リセット…時効の期間が巻き戻ってカウントし直されるってことでいいのかしら。



司: そのとおりです。飲食代のツケを一部でも支払ってもらうという方法以外にも、例えば、支払い義務があることを認める念書をツケ払いさんから取り付けることができれば、それも「承認」になるので、ツケ払いさんはその時点から改めて1年間経過しないと時効の主張ができなくなるんです。

こゆき: わかったわ、少しでもいいからツケを払ってもらえないか、これからツケ払いさんにやんわり聞いてみるわ。

司: そうですね、すぐ動かないと。一応、1年経過

後でも、ツケ払いさんがツケの支払い義務を承認してくれさえすれば、すでに時効期間が経過していたことを理由に後から消滅時効を主張することはできなくなって、時効の期間も承認の時から改めて進行することになるんですけど…

こゆき: それ以前に、ツケ払いさんから消滅時効を主張されてしまえばアウト。時効の期間の満了前に手を打ったほうが良いってことよね。

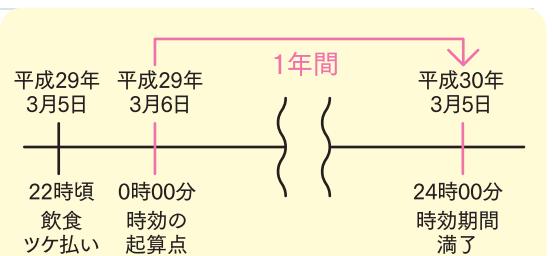
司: おっしゃるとおりです。

こゆき: もし、ツケ払いさんに支払う気が無さうだったら、どうしたら良いのかしら?

司: 即刻、ツケを支払ってくださいという催告書を郵送して、それでもダメなら、訴えましょう。

こゆき: 訴えるなんてこと、できればしたくないけど…多少なりともツケ払いさんが支払ってくれればいちばん良いのよね。そうだとするとツケ払いさんにいつまでに催告書が届けばいいのかしら。

司: 時効は、相手に請求できるときの翌日0時から起算して、法律で定められた一定の期間を経過すると主張できることになっているので、正確に言うと、ツケ払いさんの時効の期間は、ツケで飲食した昨年の3月5日の翌日、6日の午前0時から起算して、今年の3月5日の午後12時で満了します。



こゆき: 1年の期間は、飲食代をツケ払いした当日から数えるんじゃないのね。

司: ええ、ツケ払いが発生したのが午前0時ちょうどだったという場合でない限り、翌日の午前0時から数えるんですよ。なので、早急にツケ払いさんの支払い意思が確認できない場合は、3月5日までにツケ払いさんに届くように催告書を配達証明付きの内容証明郵便で送って、どのような内容の書類がいつツケ払いさんに届いたか、証拠が残るようにしておきます。そうしておけば、6か月間、猶予ができます。

こゆき: 6か月間の猶予?

司: はい、ツケ払いさんに催告書が届いた時点から6か月間、時効の成立を猶予できるんです。

こゆき: それじゃあ、催告書を送り続けたらどうなるの? そのたびに時効の成立が6か月間延びるの?

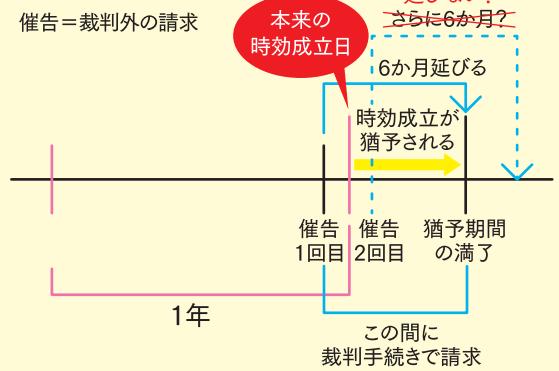
司: いいえ。6か月の猶予ができるのは1回きりで、その間にツケ払いさんに支払い義務を認めてもう(承認)か、公的な制度である裁判手続きを利用して請求する必要があるんです。

こゆき: 最終的には裁判手続きか…

司: そうなってしまった場合でも、きちんとサポートしますよ。ちなみに、裁判手続きを利用して請求をした場合、裁判上で和解をしたり、判決になったりすれば、時効の主張ができるまでの期間は、その確定から10年経過後まで、べーんと伸びます。

こゆき: 時効の期間が1年から10年に延びる?!…

裁判手続きの効力って、すごいのね。



こゆき: 司先生、色々教えていただき、ありがとうございました。早速ツケ払いさんに連絡してみます。

司: はい。状況が分かり次第、教えてください。それと、ツケ払いさんとの会話は、念のため録音しておいてくださいね。

こゆき: それにしても、どうして飲食代のツケ払いの時効は1年しかないのか…なんだか腑に落ちないわ。

司: 実のところ、時効の制度について定めている「民法」という法律は、明治時代に制定されたものなんです。制定当時の実情から、権利の迅速な確定のため、職業別に消滅時効の期間を定めたんですよ。

こゆき: 今はこれだけコンピュータ化が進んで、長期間の売掛金管理も楽にできるようになってるけれど、明治時代じゃあ、帳簿も全て手書きだし、管理するのも大変なことだったでしょうから、そういう規定を設けたのもわからなくはないけれど…それにしても、その民法の規定、もう実情に合ってないんじゃない?

司法書士が答える

# 「ほっ」と相談室 vol.15

～相談内容～

民事信託って何ですか？



今回の回答者

札幌司法書士会所属  
司法書士

せきね ようすけ  
閑根 陽介

するにしても、預けた財産がなくなってしまつては意味ないです…なかなか難しいですね。



最近ワイドショーや講座で「民事信託」が話題になっていますが、よく分かりません。一体どんな制度なのでしょうか？



確かに分かりづらい言葉ですよね。「民事信託」とは、とても簡単に言えば自分の財産を誰かに託して、管理してもらったり、運用してもらったりすることができる制度の事を言います。

財産の持ち主が委託者、財産を預かる人が受託者ですね。利益を受ける人を受益者と言いますが、委託者と受益者が同じ方となるケースもあります。



それって受託者は財産を預かつたり、管理したり、大変じゃないですか？



そうですね。受託者には「信託事務」と言って委託者から預かつた信託財産を自分の財産と分別して管理する義務や、これは信託財産であるということを表示する義務、信託財産が今どれくらいあるのか帳簿で管理する義務等があり非常に大変だと思います。

そのため、委託者は受託者の労をねぎらうために「信託報酬」と言って仕事に対する対価を支払う事ができます。

でも、委託者としては「信託報酬」が安い金額だと何だか申し訳ないですし、高い金額に

お気持ちよくわかります。実は「信託報酬」以外にも、委託者が受託者に財産を譲る手段があります。

それは受託者に「帰属権利者」として、信託が終わった後に、預けている財産の全部ないしは一部を受け取ってもらうのです。しかし、これをすると税金が発生する可能性が高いので、実際にやるときには専門家に相談の上で行なった方が無難だろうと思います。



なるほど。ではこのような民事信託という制度がどうして話題になっているのでしょうか？



それは民事信託では子のいない夫婦であったり、子に何らかの障がいがある自分で財産の管理をすることができない時に、親族（例えば姪や甥、兄弟等）や信頼できる友人に何とか協力してもらって上手く財産管理をし、そして財産管理をしてもらった暁には残った財産を承継してもらう、というような事を可能にする制度なので、新しい相続の形として注目を集めているのです。

また、生前から財産に対する意思表示ができるので、生前贈与や遺言の代わりとしても注目されています。

司：ええ。そういうこともあって、民法が大改正され、2020年に施行される予定なんです。改正民法では職業別に細かく定められている消滅時効の規定は無くなり、時効の期間が原則5年でほぼ統一されることになるんですよ。

こゆき：あら、それって、ツケ払いの時効期間も延びることよね。それは朗報だわ。

司：なにより、期間が統一されれば、時効の制度も分かりやすくなりますよね。

こゆき：そういえば、時効にはもう1つ種類があるんでしょう？

司：ええ、まずはツケ払いさんの件を解決して、また改めてゆっくりお話ししましょう。

法子：…ふうん、そんな相談があったのかあ。おかみさんの件とは全く関係ないんだけど、実は私、逆のケースの相談を受けたのよ。

司：へえ、どんな？

法子：相談者さんには、5年以上前から支払いが滞っていた貸金業者からの借金があつて、もう時効期間が経過しているはずなんだけど、どうやら貸金業者から債権（相談者さんに対する請求権）を買い取った債権回収業者から請求をしているらしいの。

借りたお金は返すのが筋だけど、時効期間が経過しているのを知っていて債権を低額で買い取り、時効の制度について知らない債務者に対して裁判を起こし、支払い義務

を認めさせて借金の元本だけでなく遅延損害金まで払わせようとする債権回収業者もあるみたいだからね…

法子：請求するのもされるのも、消滅時効いろいろ複雑だけど、困ったことがあったら一人で悩まずに早めに相談してもらえるといいわね。

## 消滅時効の期間 (現行の民法における規定)

債権(請求権)の種類	時効までの期間
個人間の貸し借り 住宅金融支援機構の住宅ローン 信用金庫から個人への貸付金 など	10年
会社間、会社と個人との間の貸し借り 貸金業者、銀行からの貸付金 など	5年
医療費、調剤料の請求 請負工事の代金 など	3年
弁護士、公証人の費用 労働者の賃金、残業代の請求権 など	2年
運送費 ホテル、旅館の宿泊費 飲食代 など	1年

※2020年4月1日施行予定の改正後の民法では、時効期間が原則として5年に統一される予定です。

※改正法の施行前に生じた債権については、改正前の規定が適用されます。

# 民法改正豆知識「保証人」について ～○×クイズ付～



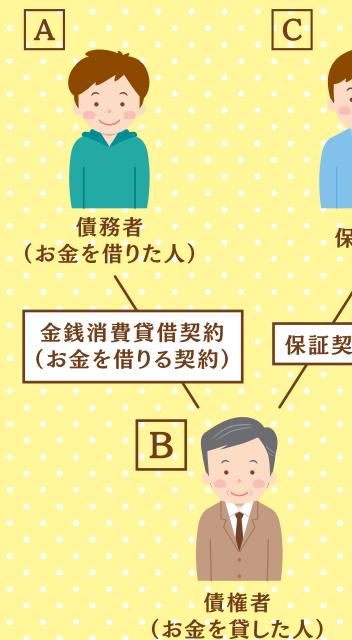
制定から120年以上、ほとんど改正のなかった民法(債権関係)が、昨年大幅に改正されました。改正法の施行(実際の運用開始)は2020年4月1日の予定です。社会・経済への対応を図るとともに、国民一般にわかりやすいものとするという観点から、実務で通用しているルールを明文化するという趣旨で改正が行われました。改正された分野は多岐にわたりますが、これに保証人の分野も含まれます。「保証人だけには絶対なるな」とよく聞きますし、親族の事業のためなどで保証人になった経験のある方もいらっしゃるかもしれません。これを機に、身近な保証人に関する基礎知識に触れてみてはいかがでしょうか?

まず民法では、「保証人は、主たる債務者がその債務を履行しないときに、その履行をする責任を負う」と規定されています。例えば、銀行からお金を借りる場合に、銀行(債権者)としては、この貸金が戻らなかつたら困るので、保証人をたててもらいたいと考えることがあります。お金を借りた人(債務者)がお金を返せなくなった時に保証人がいれば、保証人が代わりに銀行にお金を支払わなければならなくなります。貸金の契約は銀行と債務者が締結しますが、保証契約は銀行と保証人が締結することになりますので、債務者は保証契約の当事者にはなりません。

今回の改正では、保証人になったことで生活が破たんするなどの問題点から保証人保護が重視されています。今回の改正の大きな点の一つは、お金の貸し借りに限らず、継続的取引を保証するようなケースでは広く、「保証の限度額を明記しないと保証契約は効力を生じない」とした点です。例えばアパートなどの賃貸借契約の保証人でいえば、借主が行方不明となった場合などに損害金や滞納家賃等で思わず高額の請求を受けるといった問題点があったためでしょう。自分が保証しても良い額を明確にして慎重に保証契約させる趣旨です。

また、他の大きな改正点の一つは、第三者が安易に保証人になってしまふのを防ぐため、「個人が事業用融資の保証人となる場合に、原則として、公正証書による保証意思の確認手続きが必要になる」とされた点です。例外として、会社の借入れを社長等が個人保証するなど一定の関係者が保証する場合は、今までどおり公証人の関与が不要となります。

今後も保証人となる場合は、内容を重々把握し、慎重に判断することが大事になります。



AはB会社から100万円を借り、Aの友人Cはその連帯保証人になりました。

問題① B会社とCの保証契約は、書面でしなければ、その効力を生じない。

問題② Aが期日までに返済しないため、B会社がAではなくCに請求してきた場合、CはB会社に対し、まずはAに請求するよう求めることができる。

問題③ 連帯保証人が2人いる場合でも、Cは、Aの借りた金額を連帯保証人2人で割った50万円のみ保証債務を負うのではなく、100万円全額について保証債務を負う。

問題④ Aの借入れが事業用ローンだった場合、Cは原則として、公正証書により保証人となる意思の表明が必要である

解答① ○(民法446条第2項)

平成16年(2004年)の改正で新設された条文です。軽い気持ちで保証人になり重い負債を負ってしまう例が後を絶たないため、保証人になることに慎重さを促すように設けられました。

解答② ✗(民法452条から455条)

保証人には、通常の保証人と連帯保証人があります。通常の保証人には、「催告の抗弁権」という権利があり、債権者(B会社)から請求があっても、まずは債務者(A)に請求してくださいと主張することができます。また、通常の保証人には「検索の抗弁権」という権利があり、債務者の資力(財産)があること又は債務者への執行(差押えなど)が容易であることを証明すれば、保証人にではなく債務者に執行してくださいと主張することができます。連帯保証人(C)の場合、これらの抗弁権がないため、そういった主張ができません。連帯保証人は通常の保証人より責任が重いということになります。

解答③ ○(民法456条)

保証人が数人いるケースでは、通常の保証人の場合、別段の定めなき限り、頭数で割った額で責任を負います。これを「分別の利益」といいます。連帯保証人の場合、この分別の利益がありませんので、連帯保証人が複数いても、その一人一人が全額の責任を負うことになります。

解答④ 現行法では ✗、改正法施行後は ○(改正民法465条の6)

P7の改正点についての説明のとおりです。



# 特集

## 多様な“性”のあり方を知ろう ～「さっぽろレインボーマーチ+」を取材しました～



7.6%—13人に1人。セクシャルマイノリティ(性的少数者)の当事者の割合として電通ダイバーシティ・ラボが2015年に発表した調査結果です。左利きの人やAB型の人とほぼ同じ割合とも言われます。ですが、自分の周りにいると実感する方は少ないかもしれません。その理由の一つとして、差別や偏見が根強く残るなか、当事者がセクシャルマイノリティだと打ち明けるのに相当な勇気と覚悟が必要であることがあげられます。

2017年10月8日、パレードを通じてセクシャルマイノリティの正しい理解を広めたいとして、「さっぽろレインボーマーチ+(プラス)」が同実行委員会主催で行われました。

### 10:30 「じぶんにプラス みんなにプラス」開場

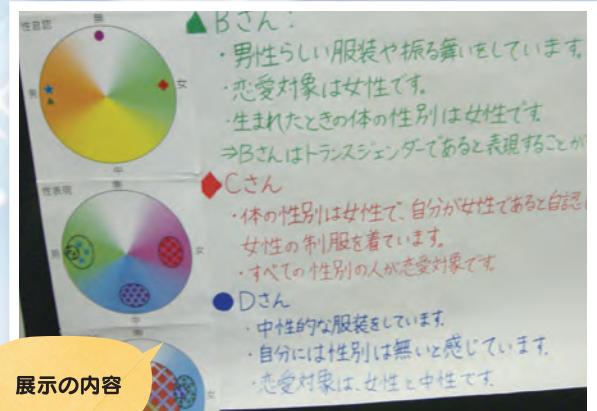
パレードが始まる前、出発地に近い札幌市教育文化会館にて、展示イベント「じぶんにプラス みんなにプラス」が始まりました。多様な性のあり方や現状についての丁寧な説明のほか、関連団体や企業の取組みが紹介されました。人生の節目を祝うLGBT成人式や、女性同士のドレス・ドレスプランの結婚式の取組みが印象的でした。

### ◎セクシャルマイノリティ(性的少数者)

そもそも性のあり方としては、身体の性別(生物学的)、自分が認識する性別(性自認)、どの性別を好きになるか(性的指向)、服装や仕草などの外見的なふるまい(性表現)などがあります。

セクシャルマイノリティは、同性を好きになるレズビアン(L)・ゲイ(G)、同性も異性も好きになるバイセクシャル(B)、身体の性に違和感を持つトランスジェンダー(T)を略してLGBTとも言われます。ただそれ以外にも、生物学的に男女両方の特徴を持つ方、男女どちらでもないと感じる方などもいます。

展示では「性はグラデーション」という言葉が用いられていました。性別は男性・女性の2種類に区別するには複雑で多種多様であり、無理やりに「性別」の枠に当てはめるのではなく、「その人らしさ」を第一に考えることが大切だと伝えていました。



### ◎セクシャルマイノリティの現状

2017年6月から始まった札幌市のパートナーシップ宣誓制度が展示で大きく取り上げられていました。一方又は双方がセクシャルマイノリティである2人が、互いを人生のパートナーであることなどを札幌市長に宣誓する制度で、トランスジェンダーの方は通称名での宣誓も可能です。法的な効力はありませんが、民間サービスや企業の福利厚生などの適用が期待されています。同性婚が法的に認められていないことで、入院時に面会できない、亡くなってしまって相続できないなどの問題があるとされていますが、そこは司法書士も遺言・任意後見・財産管理契約などでお役に立てることがあるかもしれません。

企業では4割弱が、社員向けの研修を行ったり、事実上の結婚に対して祝い金交付や有給休暇の制度を設けるなど、セクシャルマイノリティに関する取組みを行っているとのデータがありました(2016年マンパワーグループ調べ)。学校や職場など日常生活の場では、制服、トイレ、各種行事、性別の記入欄など、配慮が広まるとよいことはまだあります。

セクシャルマイノリティだと打ち明けた結果、「気の迷い」と否定されたり、家を追い出されたり暴力・暴言を受けるといったケースもあげられていました。また「いつ結婚するのか」としつこく言われる、「男(女)らしさ」を要求されて苦痛を感じるというのは、セクシャルマイノリティに限らず共感できる部分ではないでしょうか。

### 12:40 実行委員長挨拶(パレード出発前・大通公園10丁目)

実行委員長は札幌圏の学生である森口朋さん。まずはパレード開催にあたり多くの協力があったことへのお礼があり、セクシャルマイノリティであることで迫害され亡くなった方に黙祷が捧げられました。

そして、パレードを多くの方が目にしてことで、セクシャルマイノリティという言葉を知ったり、その存在を身近に感じてほしいこと、普段自分のことを話せず辛い思いをしている当事者の方も、日の光を浴びながら一緒に歩くことに意味があること、一緒に歩けない方も報道を通じて、自分の生きている地域で同じ当事者が活動していることに勇気づけられることがあると思う、と語りました。

## 13:00 いよいよパレード出発

パレードは大通公園沿いから札幌駅前通を通って旧道庁(赤レンガ)まで1時間かけて歩くルートで行われました。先頭の装飾車に立つのはとても華やかな女性の格好をした「ドラッグクイーン」の方々。パレードに花を添える一方で、実は男性が理想とする女性像を強調することで、性の考え方の一石を投じる意味があるとされています。その後ろに、思い思いの格好をする人、レインボーの旗を振る人、メッセージを書いたボードやのぼりを掲げながら歩く人たちが続きます。普段着・手ぶらの人も大勢いました。

「気持ち悪いと言われたり、笑われたりすることで、身近な人が傷ついているかもしれないことを知ってほしい、私達もこの街で一緒に暮らしています」とパレードでは呼び掛けられていました。一緒に歩いたのはセクシャルマイノリティの当事者だけではなく、その支援者、偶然見かけて合流した人など、様々な人たちがいて、沿道から多くの人たちが見ていたり、一緒に歩いたりしていました。

「ここで掲げる虹色には、性のあり方だけではなく、肌の色や人種、言葉の違い、色々なバックグラウンドの人がいてもいいというシンボルだと思う」と、実行委員長の挨拶ではありました。この日の参加人数は約400名。ここで自分らしく参加する人たちの間には何の境い目もないように見えました。

### 取材担当より

セクシャルマイノリティについて少しあは知っているつもりでしたが、詳しい知識まで持っているわけではないので、今回の取材で当事者の方とどう接したらいいか、正直戸惑う部分もありました(おそらく相手にも伝わっていたと思います…).実際に会うと、セクシャルマイノリティを知ってほしいと真摯に訴える、とてもいい人たちでした。

「性別は男か女のどちらか」「身体の性別が自分の性別と認識するもの」「恋愛対象は異性」—多くの人が長い間疑いもしなかったんだろう固定概念を変えていくのは、どうしても難しいものです。「ホモ」「おかま」と称して芸能界などで活躍する当事者がいる一方で、そういう言葉を向けられることを好まない当事者がいるのは、差別やからかいの言葉として使われてきた経緯があるからと言われます。色々な人がいて、色々な考えがあることを知り、受け入れることがまずは第一歩ではないかと思いました。

### ◎すぐにできる、ちょっとした気遣い

- ・「彼氏」「彼女」ではなく「恋人」「パートナー」という言葉をつかう
- ・カミングアウト(セクシャルマイノリティだと打ち明けること)を強要しない
- ・カミングアウトをされても、本人の了解なしに周囲に言わない
- ・異性愛者を「普通」「ノーマル」と言わない

### LGBTほっとライン

札幌市で開設している、性別違和や同性愛などの悩みについて、本人やその身近な人など、どなたでも相談できる電話相談窓口です。話した内容が外部に漏れることはございません。

相談時間／毎週木曜日 16:00～20:00(年末年始を除く)  
電話番号／011-728-2216



記事：國分 三恵子

## 新しい法律相談援助が始まりました

法テラス(日本司法支援センター)は、平成30年1月24日から、認知機能が十分でない高齢者、障害者のための、「特定援助対象者に対する法律相談援助事業」を始めました。

この事業は、高齢や精神障害等によって認知機能が十分でないため、実際には法的問題を抱えているのに自分では法律問題との認識ができていなかったり、法律問題とわかっていても自分では法的支援(相談)を求める(申し込む)ことが難しいと思われる高齢者や障害者の方々を「特定援助対象者」と位置づけて、このような境遇にある方々を対象とする無料(資力によっては例外あり)の相談事業です。

この「特定援助対象者」に対する「法律相談援助事業」の特徴は、次の通りです。



- 原則として収入や預貯金等の資力を問わずに(資力により相談料5400円の負担を求めることがあります)、
- 相談の申し込みは、本人ではなく特定援助機関(福祉事務所や社会福祉協議会、地域包括支援センター、医療機関など)に従事する人からの申し込みによって、
- 本人の自宅や入所入院している福祉施設、病院等で福祉関係者の同席のもとで相談を受けることができ、
- 相談員として現地に出張した司法書士や弁護士には法テラスから相談料と出張料が支払われます。

もし、あなたの身内や近所に、この「特定援助対象者」に該当すると思われるような方が法律問題等に巻き込まれているのではと感じたときは、是非、福祉関係者の方にこのような制度があることを教えてあげてくださいませ。詳しくは法テラス札幌(050-3383-5555)へ。

記事：岩井 英典

### リーガルサポートさっぽろ

## 成年後見の出張相談を開始

様々な事情で外出が難しい方のために、司法書士が訪問して、成年後見に関する相談を無料でお受けいたします。こちらは、困っているご本人、ご親族、施設の職員の方、地域包括支援センターの職員の方など、相談を希望される方からの直接のお申込みが可能です。

詳しくは「リーガルサポートさっぽろ」HPか同事務局(011-280-7078)へ。

リーガルサポートさっぽろ  
キャラクター

ホースケ あいこん





# 映画「探偵はBARにいる3」 タイアップポスターを作成しました！

昨年12月1日に公開スタートした映画「探偵はBARにいる3」。

大泉洋さん演じる探偵が大活躍する人気ハードボイルドシリーズ、待望の映画化第三弾です。

北海道出身の大泉さんの存在感も然ることながら、札幌出身の東直己さんが原作、舞台は札幌。

これは!ということで、このたび札幌司法書士会では、

タイアップポスターを作成致しました。

こちらのクールなポスター。

JR札幌駅他近郊主要駅、紀伊國屋書店札幌本店さんにて

掲示されていました。

一見、通常版のポスターにも見えますが、

右側と下側にご注目!

『困っているなら、「司法書士」』

『BARにはいないが、相談にのります。』

皆さま、なにか困りごとが

ありましたら、お気軽に司法書士に

相談してくださいね!

千歳駅では  
こんな感じ…



## プレゼント企画

今回のタイアップポスター作成を記念して、プレゼント企画を実施します。

- 【B】ユナイテッド・シネマ札幌(サッポロファクトリー1条館内)で使えるシネマギフトカード 5千円分 抽選で3名様
- 【A】おいしいジンギスカン 抽選で3名様
- 【R】おいしいお米 抽選で3名様

さらに、応募者全員に  
コロボくんクリアファイルをプレゼント!

応募方法…①郵便番号・住所②氏名(フリガナ)③電話番号④職業⑤希望するプレゼント「B」「A」「R」の中からひとつ  
⑥コロボックル15号のご感想・ご要望等 /①~⑥をハガキにご記入のうえ、下記あて先までご応募下さい。  
あて先…〒060-0042 札幌市中央区大通西13丁目4番地中菱ビル6階 札幌司法書士会 プrezent企画係  
応募締切…平成30年5月31日(消印有効)  
当選者の発表は、プレゼントの発送をもって代えさせていただきます。  
※お寄せ頂いた個人情報は、プレゼントの抽選・発送以外には使用しません。



紀伊國屋書店  
での掲示の様子

## Kid'sお仕事チャレンジフェスタ #5

平成29年11月23日(木・祝)10:00~17:00 会場／札幌ドーム

主催／株式会社Mammy Pro ママNavi編集部

司法書士の仕事を体験できる札幌司法書士会のブースには、約100名とたくさんの子どもたちが参加してくれました。中には過去のチャレンジフェスタでも参加したというお子さんもいらっしゃいました。

一日司法書士の記念バッジを胸につけて、お仕事開始!司法書士バッジを当てるクイズや、家を買うときに大切な不動産登記の制度についてのレクチャーを受けたらさあ本番。

登記原因証明情報(不動産売買の登記のために司法書士が作成した書類)と、教材用の印鑑証明書や住民票、登記簿とを照らし合わせて誤記を見つけるという高度な間違い探しに挑戦です!私たちでも見落としそうな間違いをちゃんと見つけ出してくれました。実際にハンコを押印し、4本の中から正しいものを見つけ出すクイズでは、小さな手で頑張って押印して、真剣に印影を照合する、小さな可愛い司法書士がいっぱいでした。

取材：中西 晃弘



会場で配布した  
ボールペン。  
全部で5色を用意。



## ご意見・ご感想を募集しています

札幌司法書士会広報誌「コロボックル」は年2~3回の不定期発行で、主にイベントでの配布のほか、市役所・法務局などの官公署や、金融機関に設置をお願いしています。よりよい「コロボックル」作成のため、ご意見・ご感想をぜひお寄せください。

郵便 〒060-0042

札幌市中央区大通西13丁目中菱ビル6F  
「札幌司法書士会 コロボックル係」宛

TEL 011-281-3505

FAX 011-261-0115

H P <http://www.sihosyosi.or.jp>



コロボックルの  
バックナンバーも  
公開中です!!



## 編集後記



雪に覆われた山々が一気に新緑に変わり、草花が雪を割って芽吹き、鳥たちは一斉にさえずり始める北海道の春、何度経験しても命の勢いと輝きに圧倒されます。こんな素晴らしい大地の上空を不穏なものが横切ることもありましたが、季節がめぐるように、平和は当たり前に続いているかないものだからこそ、目に映る世界に沢山の命があること、その尊さを次の世代に繋いでいきたいと願う春です。

上村 淳子

## 【司法書士の主な業務】

- 売買・相続などの不動産登記手続の代理 □会社設立・役員変更などの会社・法人登記手続の代理
- 簡易裁判所における訴訟・調停、相手方との交渉の代理(140万円以下の民事事件。法務大臣認定の司法書士が行います。)
- 裁判所へ提出する書類(訴状、離婚・相続に関する申立書類等)の作成
- 認知症などで判断能力が不十分な方への成年後見制度による支援 □遺言、賃貸借、借金・お金のトラブルなどのご相談

相談  
無料

## 札幌司法書士会法律相談センター

〈面談(予約制)による相談センター〉 申込方法:下記番号まで、希望相談日時をご予約ください。

面談予約 **011-272-9035** 受付時間／月～金▶9:00～17:00

※祝祭日・年末年始・お盆期間を除く

住所:札幌市中央区大通西13丁目 中菱ビル3階 相談員:認定司法書士

下記地区においても相談を受付けています。

- 滝川地区／0125-23-7737 ■苦小牧地区／0144-33-8885
- 小樽・余市地区／0134-62-6734 ■岩見沢地区／0126-20-2575
- 室蘭地区／0143-46-8585 ■夕張地区／0123-56-5666



## 札幌司法書士会ADRセンター

ADR(裁判外紛争解決手続)とは、身の回りで起こる様々なトラブルを、裁判ではなく話し合いで解決することを目指す手続きです。公正中立な第三者が間に入り当事者の自主性を尊重しながら、柔軟な和解解決を図ります。

電話予約 **011-272-0090** 受付時間／月～金▶9:00～17:00

※祝祭日・年末年始・お盆期間を除く



相談  
無料

女性司法書士による女性のための法律相談窓口

## なのはな相談センター

女性からの法律相談および手続きに関するご相談をお受けする常設の相談窓口です。女性相談員が女性特有の問題、身の回りのトラブル、登記、相続手続、成年後見、債務整理などのご相談をお受けします。

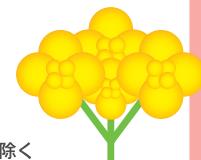
電話相談 **011-522-5625**

電話相談受付時間／月・水・金▶12:00～15:00 火・木▶16:00～19:00

面談予約 **011-272-9035**

面談予約受付時間／月～金▶9:00～17:00

面談日時／木曜日▶17:00～18:00～19:00～



相談  
無料

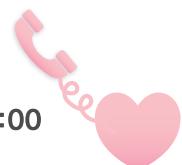
## 困りごと“ほっと”ライン

〈電話相談センター〉

電話相談  
ダイヤル

**011-211-1585** 受付時間／月～金▶13:00～16:00

※祝祭日・年末年始・お盆期間を除く



詳しくはホームページをご覧ください

<http://www.sihosyosi.or.jp>

札幌司法書士会

検索